

令和3年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針（案） 【令和2年度との対比表】

令和3度	令和2年度	備 考
<p>1 趣 旨 北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和3年度公共事業（大規模等）事前評価に関する実施方針を定める。</p>	<p>1 趣 旨 北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和2年度公共事業（大規模等）事前評価に関する実施方針を定める。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>2 基本的な考え方 (1) 令和3年度政策評価基本方針第2の1（5）の規定により、公共事業（大規模等）事前評価を実施する。 (2) 評価の実施に当たっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った新規採択事業・地区の点検・検証を行うものとする。</p>	<p>2 基本的な考え方 (1) 令和2年度政策評価基本方針第2の1（5）の規定により、公共事業（大規模等）事前評価を実施する。 (2) 評価の実施に当たっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から「選択と集中」の視点に立った新規採択事業・地区の点検・検証を行うものとする。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>3 評価の対象 道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）のうち、維持管理及び災害復旧等に係る事業を除いた次のいずれかに該当する施工地区</p> <p>(1) 令和5年度に国による事業採択等を予定している施工地区のうち事業費が10億円以上の地区</p> <p>(2) 令和6年度以降に国による事業採択等を予定している施工地区のうち、他の法令による手続以前に事前評価が必要と認められる地区で、かつ、事業費が10億円以上の地区</p> <p>(3) 事業計画の変更（事業費や事業内容の変更等）など特別な理由により、事前評価の実施の必要が生じた、事業費が10億円以上の地区</p> <p>(4) その他、各部局で必要と認める地区</p>	<p>3 評価の対象 道が実施する、公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、国（公共事業関係省庁）（以下「関係省庁」という。）の事前評価実施要領等に示されている事業の施工地区及び同要領等を準用した場合に対象となる交付金事業の施工地区で、次に該当するもの</p> <p>(1) 令和4年度に国による事業採択等を予定している施工地区のうち事業費が10億円以上の地区</p> <p>(2) 令和5年度以降に国による事業採択等を予定している施工地区のうち、他の法令による手続以前に事前評価が必要と認められる地区で、かつ、事業費が10億円以上の地区</p> <p>(3) 事業計画の変更（事業費や事業内容の変更等）など特別な理由により、事前評価の実施の必要が生じた、事業費が10億円以上の地区</p> <p>(4) その他、各部局で必要と認める地区</p>	<p>・関係省庁の要件に誘導する文言の削除 ・評価の除外事業の追加と文言の修正</p> <p>・年度の更新</p> <p>・年度の更新</p>
<p>4 評価の単位 国の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。</p>	<p>4 評価の単位 関係省庁の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。</p>	<p>・文言の修正</p>
<p>5 評価の視点 (1) 事業の必要性（社会経済情勢、地域課題・ニーズ、北海道総合計画との関連） (2) 事業内容等の適切性（公的関与・実施主体、事業採択・構造基準等の適切性） (3) 代替案の検討（事業手法や工法の比較検討の経緯・内容） (4) 緊急性・優先性（予定年度での採択の必要性、優先順位の設定） (5) 環境への影響・配慮（環境配慮の取組） (6) 事業の妥当性（根拠法令、道政課題・関連施策との整合性、関連手続、地域の動向・意向、事業環境、事業コスト縮減の取組） (7) 事業効果（費用対効果等） (8) 事業特性による特記事項（事業に係るその他の必要な事項）</p>	<p>5 評価の視点 (1) 事業の必要性（社会経済情勢、地域課題・ニーズ、北海道総合計画との関連） (2) 事業内容等の適切性（公的関与・実施主体、事業採択・構造基準等の適切性） (3) 代替案の検討（事業手法や工法の比較検討の経緯・内容） (4) 緊急性・優先性（予定年度での採択の必要性、優先順位の設定） (5) 環境への影響・配慮（環境配慮の取組） (6) 事業の妥当性（根拠法令、道政課題・関連施策との整合、関連手続き、地域の動向・意向、事業環境、事業コスト縮減の取組） (7) 事業効果（費用対効果等） (8) 事業特性による特記事項（事業に係るその他の必要な事項）</p>	

令和3年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針（案） 【令和2年度との対比表】

令和3年度	令和2年度	備 考
<p>6 評価の時点 評価の時点は事前評価とし、令和4年3月1日現在の事業計画で評価を実施する。ただし、これによりがたいものについては、別に定めることができる。</p>	<p>6 評価の時点 評価の時点は事前評価とし、令和3年3月1日現在の事業計画で評価を実施する。ただし、これによりがたいものについては、別に定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度の更新
<p>7 評価の実施方法 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。</p> <p>(1) 公共事業（大規模等）事前評価地区一覧表</p> <p>(2) 公共事業（大規模等）事前評価総括表</p> <p>(3) 公共事業（大規模等）事前評価調書</p>	<p>7 調書等の作成・提出 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、(1)は令和2年12月18日まで、(2)及び(3)は令和3年3月12日までに、それぞれ総合政策部政策局計画推進課に提出する。</p> <p><u>ただし、前項ただし書きによる場合については、別に定める日までとする。</u></p> <p>(1) 公共事業（大規模等）事前評価地区一覧表 (様式1)</p> <p>(2) 公共事業（大規模等）事前評価総括表 (様式2)</p> <p>(3) 公共事業（大規模等）事前評価調書 (様式3・事業概要図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名の修正 ・期日をマニュアルに示すことによる文言の修正 ・組織機構改正に伴う局名の修正 ・令和2年度の内容をマニュアルに記載することによる文言の削除 ・様式番号の削除 ・様式番号の削除 ・様式番号等の削除
<p>8 報告事項</p> <p>各部局は、別に定めるマニュアルにより次の一覧表を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。</p> <p>(1) 過年度事前評価対象地区 過年度事前評価対象地区の事業採択結果一覧表</p>	<p>10 評価対象地区の結果報告</p> <p>各部局は、事前評価の対象となった地区について、事業採択の状況や事業採択時点の事業計画等を、「過年度事前評価対象地区の事業採択結果一覧表(様式4)」により作成し、7月の専門委員会に報告するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構成の変更による項番の修正、項目名の修正 ・上記7の修正と併せた文言の修正 ・構成の変更に伴う中項目の追加、文言の修正、様式番号の削除

令和3年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針（案） 【令和2年度との対比表】

令和3年度	令和2年度	備 考
<p>(2) 上記(1)のうち事業費に1/2以上の増減(ただし、増は10億円未満に限る。)又は10億円以上の減が生じた地区 事業費大幅変更地区一覧表</p>	<p>11 事業費・事業内容等の変更の報告</p> <p>各部署は、上記10のうち事業費に1/2以上又は10億円以上の増減が生じた地区について、「事業費大幅変更地区一覧表(様式5)」を作成し、様式4と併せて7月の専門委員会に報告するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項番8で規定することによる大項目の削除 ・上記に伴う中項目の追加、再評価における一次政策評価の実施方針3(5)との重複内容の修正、文言の修正、様式番号の削除
<p>9 過年度評価対象地区の事業完了後の報告</p> <p>(1) 目的 事前評価の対象となった地区の事業完了後において、事業を行ったことによる事業目的の達成状況や事業効果等を確認することを目的とする。</p> <p>(2) 報告の対象 事前評価を実施した全ての地区を対象とする。</p> <p>(3) 報告の実施時期 ア 農政所管事業 事業完了年度の翌年度 イ 水産林務部及び建設所管事業 事業完了年度から5年が経過する年度 ただし、防災事業については、事業完了年度から5年が経過する年度までの間に、当該事業の実施前の状態では被害が想定される規模の気象状況等(大雨・高潮など)が発生した場合には、当該事業を実施したことによる効果を報告するものとする。</p> <p>(4) 報告の方法 各部署は、過年度評価対象地区の事業完了後報告を作成し、令和4年2月の専門委員会で事業完了後における地区の状況や事業効果等を報告するものとする。</p>	<p>12 過年度評価対象地区の事業完了後の報告</p> <p>(1) 目的 事前評価の対象となった地区の事業完了後において、事業を行ったことによる事業目的の達成状況や事業効果等を確認することを目的とする。</p> <p>(2) 報告の対象 事前評価を実施した全ての地区を対象とする。</p> <p>(3) 報告の実施時期 ア 農政所管事業 事業完了年度の翌年度 イ 水産林務部及び建設所管事業 事業完了年度から5年が経過する年度 ただし、防災事業については、事業完了年度から5年が経過する年度までの間に、当該事業の実施前の状態では被害が想定される規模の気象状況等(大雨・高潮など)が発生した場合には、当該事業を実施したことによる効果を報告するものとする。</p> <p>(4) 報告の方法 各部署は、「過年度評価対象地区の事業完了後報告(様式6)」を作成し、2月の専門委員会で事業完了後における地区の状況や事業効果等を報告するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構成の変更による項番の修正 ・表記の修正、様式番号の削除、報告年の追加
<p>10 意見反映</p> <p>各部署は、評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)委員の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。</p>	<p>8 専門委員会委員の意見反映</p> <p>各部署は、評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)の委員から意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項番及び項目名の修正 ・再評価と同じ文言に修正

令和3年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針（案） 【令和2年度との対比表】

令和3年度	令和2年度	備 考
<p>11 留意事項</p> <p>(1) 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。</p> <p>(2) 一次政策評価の実施後において、内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部計画局計画推進課と協議すること。</p>	<p>9 留意事項</p> <p>(1) 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。</p> <p>(2) 一次政策評価の時点以降において、内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部政策局計画推進課と協議すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番の修正 ・ 文言の修正 ・ 組織機構改正に伴う局名の修正
<p>12 その他 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>13 その他 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番の修正

令和3年度公共事業（大規模等）事前評価における二次政策評価の実施方針（案） 【令和2年度との対比表】

令和3年度	令和2年度	備考
<p>1 趣旨 道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、令和3年度公共事業（大規模等）事前評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>1 趣旨 道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、令和2年度公共事業（大規模等）事前評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>2 評価の対象 評価の対象は、各部署が事前評価を行った公共事業の事業採択等予定地区とする。</p>	<p>2 評価の対象 評価の対象は、各部署が事前評価を行った公共事業の事業採択等予定地区とする。</p>	
<p>3 評価の方法</p> <p>(1) 評価の視点 令和3年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針の「5 評価の視点」その他、二次政策評価等検討チームで定める事項。</p> <p>(2) 実施方法 上記(1)の評価の視点から全ての評価対象地区の点検・検証を実施するものとし、一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。 ア 課題や問題点がある地区は次のいずれかに該当する評価対象地区とする。 (ア) 事業の必要性が十分でないもの (イ) 緊急性・優先性が十分でないもの (ウ) 地域の事業環境が十分に整っていないもの (エ) 事業の妥当性が十分でないもの (オ) (ア)～(エ)以外で、上記(1)の視点から特に必要と認めるもの イ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。</p>	<p>3 評価の方法</p> <p>(1) 評価の視点 令和2年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針の「5 評価の視点」と同じとする。</p> <p>(2) 実施方法 上記(1)の評価の視点から全ての評価対象地区の点検・検証を実施するものとし、一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。 ア 課題や問題点がある地区は次のいずれかに該当する評価対象地区とする。 (ア) 事業の必要性が十分でないもの (イ) 緊急性・優先性が十分でないもの (ウ) 地域の事業環境が十分に整っていないもの (エ) 事業の妥当性が十分でないもの (オ) (ア)～(エ)以外で、上記(1)の視点から特に必要と認めるもの イ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。</p>	<p>・年度の更新 ・二次政策評価に当たって、「評価の視点」以外に点検・検証が必要な項目があることによる文言の追加</p>
<p>4 意見反映 知事は、二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するものとする。</p>	<p>4 専門委員会の意見反映 知事は、二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するものとする。</p>	<p>・項目名の修正</p>
<p>5 二次政策評価結果の決定 知事は、各部署が作成した様式3等により評価調書（別紙様式）を作成し、専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部署へ通知する。</p>	<p>5 二次政策評価結果の決定 知事は、各部署が作成した様式3等により評価調書（別紙様式）を作成し、専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部署へ通知する。</p>	
<p>6 二次政策評価結果の反映 各部署は、二次政策評価の結果について、国費予算要望等を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。</p>	<p>6 二次政策評価結果の反映 各部署は、二次政策評価の結果について、国費予算要望等を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。</p>	
<p>7 その他 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>7 その他 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	